

GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橋通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821

宮崎労働局HP



令和8年5月統計

- 【労働災害発生状況】 死亡災害0件、死傷災害423件
(年計・コロナ感染症を除く休業4日以上の死傷災害)
- 【有効求人倍率】 1.17倍



5月18日、新たにユースエール認定を受けられた企業の皆様にご出席いただき、認定通知書交付式を行いました。今回は6社であり、県内認定企業は33社となりました。各社の取組が持続するよう、しっかりと支援していきます。

◇ ユースエール認定企業

- ・株式会社 増田工務店
- ・株式会社 上村開発
- ・丸宮建設 株式会社
- ・株式会社 山崎産業
- ・有限会社 瀬戸山ブロック工業所
- ・株式会社 内山建設



認定通知書交付式を開催



～ ユースエール・くるみん・えるぼし・もにす ～

6月12日、宮崎労働局では、くるみん認定、えるぼし認定及びもにす認定を受けた企業に対して、認定通知書を交付する認定通知書交付式を開催しました。



◇ くるみん認定企業

- ・株式会社 晃和コンサルタント
- ・株式会社 ダンロップゴルフクラブ
- ・株式会社 オロ宮崎
- ・宮崎中央青果 株式会社



◇ えるぼし認定企業

- ・株式会社 宮崎包括サービス

◇ もにす認定企業

- ・株式会社 黒田工業



法定雇用率が引き上げられます!

事業主のみならずへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和8年7月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主は、以下の職種があります。
 ●毎年6月1日時点の障害者雇用状況の(ローワーク)への報告
 (令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%の不足有無などを確認します。)
 ●障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用促進法」の適任(努力義務)

Point ② 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外事設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率0%の除外外となりました。)

除外事設定業種	除外率
・非営利第一義団・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5.0%
・建設業・鉄鋼業・道筋貨物運送業・郵便業(信書便事業を含む)	1.0%
・港湾運送業・製糖業	1.5%
・飲食業・医療業・高等教育機関・介護老人保健施設・介護医療院	2.0%
・林業(狩猟業を除く)	2.5%
・会展施設業・児童福祉事業	3.0%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	3.5%
・石炭・亜炭採掘業	4.0%
・運送旅客運送業・小学校	4.5%
・幼稚園・幼児保育施設(認定こども園)	5.0%
・船運等にによる船積運送の事業	7.0%

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL0804010101

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置の終了に伴い、令和8年7月1日から、一般事業主の障害者法定雇用率が、2.5%から2.7%に引き上げられます(国や地方公共団体は3.0%、都道府県などの教育委員会は2.9%)。

詳細な要件やご不明な点がございましたら、最寄りのハローワーク又は労働局までお問い合わせください。

第99回 全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)
 令和8年6月1日(月)~30日(火)

多様な人材
 全員参加
 みんなで育てる
 安全職場

主催：厚生労働省、中央労働関係行政委員会
 共催：建設労働関係行政委員会、海上労働関係行政委員会、労働関係行政委員会、労働関係行政委員会、労働関係行政委員会、労働関係行政委員会

仕事中の熱中症に注意!

7月・8月は熱中症が特に多発する時期です。屋内外を問わず油断せず、こまめな水分・塩分補給と適度な休憩を取りましょう。体調の変化を感じたら無理をせず、早めの対応が重要です。互いに声をかけ合い、安全に作業を行いましょう。

次の状態の場合、**熱中症**の発症に影響を与えるおそれがあります。

- 睡眠不足
- 食欲低下
- 下痢
- 感冒(風邪)
- 朝食の未摂取
- 前日等の飲酒

熱中症防止のための知識を学習しましょう!

事前に自分でできる7つのこと

さらに詳しく専門講師の解説動画

クイズ付き学習動画 理解度チェック

改正労働施策総合推進法等説明会開催

～ 法改正のポイントと企業に求められる対応について解説 ～

2026年10月1日より施行

- ・カスタマーハラスメントおよび求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化
- ・パートタイム・有期雇用労働者に関するルールの変更


日時 2026年 8/21 (金) 13:30~
 ※申込〆切: 8月14日(金) (定員に達し次第〆切)

会場 オンライン開催

対象 企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法 宮崎労働局HP「改正労働施策総合推進法等説明会(オンライン説明会)」のページからからお申し込みください

お申し込みはこちら





参加者募集中!

宮崎労働局は、8月24日(月)から8月28日(金)にかけて公務の理解促進を目的としたインターンシップを開催します。本プログラムでは、広報誌「GOGO!宮崎労働局」の作成業務をはじめ、労働基準監督署やハローワークの業務体験を通じて、実務の一端に触れていただきます。職員との交流や現場での体験を通じて、労働行政の役割や魅力への理解を深める機会となっています。ぜひご参加ください。

応募お待ちしております(^_-)☆

お申し込みはこちら

宮崎労働局は厚生労働省の地方支分部局で、宮崎県内の労働行政の総合的機関です。職員は各所で働く人、これから働く人、そして企業の皆さんを支える仕事をしています。

詳細やお申し込み方法は、**宮崎労働局HP**をご覧ください。

実施期間 令和8年8月24日(月)から28日(金)
 各日とも9:00~17:00(休憩含む)

実施場所 宮崎労働局
 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎内

プログラムの例

- 若手先輩職員との意見交換会
- 宮崎労働局長定例記者会見の見学
- 宮崎労働局広報誌の企画立案・編集・発行を体験
- 労働基準監督署の業務として、現場見学や労災業務を体験
- ハローワークの仕事体験
- ハローワークの見学
- 女性活躍推進の仕事体験 etc...

※このほかにも就業体験型のプログラムを予定しています。